

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 28 年 8 月 31 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600162号  
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600074号

## 第1 結論

請求者のA社B工場(現在は、C社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和37年5月1日から昭和36年12月21日に訂正し、同年12月から昭和37年4月までの標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年12月21日から昭和37年5月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間の厚生年金保険の記録が無い。請求期間当時は、A社D工場から同社B工場へ転勤した時期だった。請求期間を厚生年金保険の被保険者期間に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の雇用保険の加入記録、C社が提出した請求者に係る辞令、同社の回答及び複数の同僚の回答から判断すると、請求者がA社に継続して勤務し(同社D工場から同社B工場に異動)、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、請求者の異動日については、請求者と同様にA社D工場から同社B工場へ異動した複数の同僚及び同社の他の工場から同社B工場に異動した複数の元従業員の回答から、昭和36年12月21日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B工場における昭和37年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、1万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和36年12月21日から昭和37年5月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、

厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。